



令和 2 年 8 月 6 日

中小企業等支援対策室

事業者向けの新たな経済対策を開始しました

名取市は本日より、新型コロナウイルス感染症に係る新たな事業者向け経済対策を開始しました。

記

新支援①【名取市中小企業等家賃支援金】

趣旨新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が減少となった事業者の事業継続を支えるため、家賃等の負担を軽減する。

対象者名取市内に事業所を有する中小企業等、個人事業者またはその他の法人

対象となる要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～8月の任意の1か月の売上額が前年同月と比較して20%以上減少している。または2月～8月のうち連続する2か月の売上合計が、前年同期間の売上合計と比較して10%以上減少していること。
- ・事業を営むために、名取市内の土地・建物を賃借しており月額2万円以上の賃料を支払う賃貸借契約を結び、賃料の支払いを行っていること。
- ・確定申告の主たる収入として事業収入を得ており、今後も事業継続の意思があること。
- ・令和元年12月までの市税に滞納が無いこと。

支給額1事業者あたり10万円

申請期限令和2年8月6日（木）から令和2年10月30日（金）まで

新支援②【名取市中小企業等事業対策推進応援金】

趣旨新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、県の「中小企業等再起支援事業補助金」や国の「生産性革命推進事業」を活用し前向きな投資を実施する市内事業者に対し、その取り組みを後押しする応援金を支給する。

対象者名取市内に事業所を有する事業者

対象となる要件

- ・県の「中小企業等再起支援事業補助金」に申請を行い、令和3年1月31日までに交付決定を受けている。または国の「生産性革命推進事業」に申請を行い、令和3年1月31日までに交付決定を受けていること。
- ・令和元年12月までの市税の滞納がないこと。
- ・他の市町村から、「中小企業等再起支援事業補助金」及び「生産性革命推進事業」に関連した本応援金と同様の補助金等の交付を受けていないこと。

支給額県または国の補助金交付決定額により支給額が異なる。

補助金の種類	(県) 中小企業等再起支援事業	(国) 生産性革命推進事業
1事業者当たりの支給額	県の補助金交付決定額が、 30万円未満の場合・・・5万円 30万円以上の場合・・・10万円	国の補助金交付決定額が、 50万円未満の場合・・・10万円 50万円以上500万円未満・・・20万円 500万円以上の場合・・・50万円

申請期間令和2年8月6日（木）から令和3年2月15日（月）まで



新支援③【名取市雇用調整助成金申請等支援補助金】

趣旨国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金を申請した事業者に対する負担を軽減し、従業員の雇用継続を支援する補助金を支給する。

対象者名取市内に事業所を有する事業者

対象となる要件

- ・緊急対応期間（令和2年4月1日から9月30日まで）分の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を申請し、支給決定を受けていること。
- ・令和元年12月までの市税に滞納が無いこと。

支給額1事業者あたり20万円

申請期間令和2年8月6日から令和3年2月15日（月）まで

【問い合わせ】

名取市中小企業等支援対策室

TEL：022-383-6237